

小中学校図書館における性的マイノリティ支援 — 性別情報の管理・活用をめぐる —

Supporting Sexual Minorities in the School Library: Focus on Management and
Utilization of Gender Data

山口 真也

キーワード：学校図書館 図書館の自由 プライバシー保護 性別情報
性的マイノリティ セクシュアルマイノリティ LGBT
トランスジェンダー トランスセクシュアル

1. 研究の目的・問題意識

1.1. 学校図書館とプライバシー保護の関係性

日本図書館協会が1954年に採択し、1979年に改訂した「図書館の自由に関する宣言」（以下、自由宣言）というガイドラインでは、「利用者の秘密を守る」ことが「図書館の自由」を実現する、つまり、利用者の知る自由・知る権利を保障するための重要な手段の1つであることが定められている。そして、自由宣言の副文によると、「すべての図書館に基本的に妥当する」と定められていることから、その原則は公共図書館だけでなく、本稿が考察対象とする学校図書館にも適用されなければならないことが分かる。

しかしながら、学校図書館と自由宣言の関係性については、宣言改訂後も様々な面において公共図書館と同じレベルでは実践できない、とする意見が存在してきたことも事実である。それは、資料収集・資料提供の面においてもそうであるし、「利用者の秘密を守る」ことにおいても同様である。特に、自由宣言の前文において「すべての図書館に基本的に妥当する」という文言にある、「基本的に」という用語については、それを「当然、学校図書館にも妥当する」という意味でとらえようとする立場もあれば、「例外的に学校図書館には妥当しない場合もある」という意味でとらえることもできる、ダブルミーニング的な、あるいは、相反する解釈も引き出しうるものとなっているように思われる。

宣言当時に「基本的に」という文言が加わった背景については、塩見昇の回顧

録に詳しく説明されている。

「学校図書館というところは 教育の場として、当然その基本的な原理原則は適用できる図書館と考えるべきだろう、しかしながらその当時、そういうふう
に図書館をしていく主体をほとんど学校図書館はもっていない。(中略) 実際
議論していく中では、館種の問題はきれいごとだけはすまないことがあり、最
終的には自由に関する宣言はすべての図書館に基本的に妥当する、という、逃
げの表現と言えは逃げの表現なんですが、まさに「基本的に妥当する」という
ことにしました。特に学校図書館については今後ライブラリアンが育ち、教育
の場の図書館として図書館のはたらきをしていく中で、すべての図書館に通じ
るということを実践していくしかないのではないかと、と将来に課題を託した形
で終わったのがこの改訂でした」ⁱ

学校には「教育の自由」という考えがあり、その考えは「図書館の自由」とも
基底を同じくする。しかし、1979年当時、学校図書館にはそれを実践する人的な
リソースも、資料面でのリソースも十分ではなかった。そうした状況の中で、「図
書館の自由」は学校にも「当然」当てはまるし、「例外的」に当てはまらない、
そうしたアンビバレントな見解があったこと、そして、学校図書館にその原則を
公共図書館と同じレベルで適用することについては、その後の学校図書館関係者
の実践に託された部分があることも分かるだろう。

これまで、学校図書館をめぐるプライバシー保護のあり方については、①「学
校」という組織の内側において学校図書館にとっての「内部」と「外部」を切り
分けることの困難さによる教職員からの児童生徒の利用記録照会への対応をめぐ
る問題、②学校図書館担当者（学校司書・司書教諭・係教諭）自身による教育指
導目的での貸出記録の蓄積・活用の可否をめぐる問題、さらには、③新しい技術
としての「レコメンド」サービスへの対応をめぐる問題など、さまざまなテーマ
から議論が深められてきた。筆者自身もこれまでに様々な意見を提示してきたが
ⁱⁱ、本稿において注目したいものが、新しい課題として近年、図書館界でも注目を
集めるようになってきている、いわゆる「LGBT」、性的マイノリティ（セクシュ
アルマイノリティ）のプライバシーをどのように保護し、どのように配慮するべ
きか、という問題である。

1.2. 性的マイノリティのプライバシー保護への図書館界の対応

プライバシー保護の前提となる、個人情報保護の基本原則の中には、「適正な方法による取得」「情報の正確性の確保」「安全管理」「自己情報のコントロール権の保障」といった様々なルールがある。そして、「適正な方法による個人情報の取得」というルールの中には、個人情報を利活用する事業目的と照らして、必要以上に個人情報を集めない（不必要な個人情報を集めない）、という考え方も根強く存在しているⁱⁱⁱ。学校図書館も含めて、公立学校の図書館が守るべき各地の個人情報保護条例の多くが、事業の遂行上、不要になった個人情報は「速やかに廃棄する」ことを義務付けていることから、収集段階において、事業の目的達成には無関係な情報の収集を制限することは当然のルールとも考えられる。

日本図書館協会は、2016年4月1日に障害者差別解消法が施行されることを受けて、「図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン」を、その前月に障害者サービス委員会の責任の下で発表している^{iv}。ガイドラインの大枠は「障害者を含むあらゆる人が、社会で平等に生きていくことを社会自らが保障すること」にあるが、筆者が本稿において特に注目したい部分は、本ガイドライン内の「性別情報」というプライバシー情報の取り扱いに関する部分である。

「不当な差別的取扱いの禁止」の説明の中には、次のような記載が見られる。

3 不当な差別的取扱いの禁止

(4) 図書館における社会的障壁の一例（合理的配慮または基礎的環境整備で対応するものの例）

⑧新規登録の申し込み用紙に性別欄があり、その記入が必須になっている。（性同一性障害等のトランスジェンダーの人の利用が困難）

⑨図書館カードに性別欄がある。（同上）

このガイドラインには、他にも「合理的配慮」の中の「規則・ルールの修正」を説明する部分においても性別情報の取り扱いについての言及がみられる。ここでは、「図書館サービスの規則やルールは、障害者を意識せずに作られてきたものがほとんどで、それにより社会的障壁につながっているものがある」と前置きした上で、「障害者からの依頼を受ける前に、全体を見直し、規則・ルール等を修正することが望ましい」とし、その例として、「新規利用登録用紙の性別欄→

性別欄を削除するか、記入を任意としそのことを明記」することが提案されているのである。

このガイドラインの制定を受けて、公共図書館の中にはそれまで慣例的に収集されてきた性別情報の収集を任意に切り替えたところもあると伝えられている^v。学校図書館に関しても、2018年8月、学校図書館問題研究会第34回全国大会（鹿児島大会）の総会にて「学校図書館のためのプライバシー・ガイドライン」が採択されており、そのガイドラインの中で、「2 学校図書館が取り扱ひ得る個人情報やプライバシー情報」の1つとして「性別」情報を挙げ、さらに、「4-1-2 利用者登録」の中で、「利用者の性別など利用者登録に必要な項目かどうかをよく検討し、収集する情報は必要最小限にとどめる」と説明していることから、同様の問題意識が学校図書館現場で広がりつつあることも見えてくるのではないだろうか^{vi}。

1.3. 性別情報の取り扱いガイドラインの対応にみる問題点

図書館サービスを受ける場面で、性別情報の開示に違和感をもつことがあるとして想定されている人物は、日本図書館協会のガイドラインが障害者差別解消法を受けたものであることから想像できるように、「LGBT」と呼ばれる性的マイノリティのすべてではないように思われる。上記のガイドラインでも、性別情報の収集について記述する際に、「(性同一性障害等のトランスジェンダーの人の利用が困難)」という補足説明がなされていることから、「障害者」の概念と重なる、「性同一性障害者」を第一に想定していると考えられる。定義はまだ不確定な部分もあるが、性同一性障害者とは「生物学的な「雌、雄」と「自分が「女、男」であると自己意識、あるいは自己認知する性 (gender)」が「一致しておらず、生物学的性別と性の自己意識の不一致に悩む人たち」であり^{vii}、トランスジェンダーとは、「性同一性障害の一」ではあるが、「身体の性と心の性が一致しないが、外科的手術は望まない人」と説明されている^{viii}。いわゆる「LGBT」の「T」に当たる人々である。

性同一性障害には、トランスジェンダーのほかにも、「身体の性と心の性が異なるため、外科的手術によって一致させることを望む人」である「トランスセクシュアル」も含まれるとされる^{ix}。トランスジェンダーとは異なり、外科的手術を望むため、手術後は戸籍上の性別変更が可能となるものの、手術前の人だったり、手術後であっても性別変更の制度上の条件を満たさないために性別変更がで

きない人々も含まれるため、トランスジェンダーと同様に図書館利用における困難さを抱えている可能性もある。日本図書館協会のガイドラインでは触れられていない（ように思われる）が、トランスセクシュアルの人たちにも同様の配慮は求められるだろう。

なお、性的マイノリティとはもともとグラデーショナルなものであり、性別に違和を感じたり、性別情報の開示を求められたりすることに不快感を覚える人たちと、そうではない人たちを「性同一性障害者」のカテゴリに当てはまるかどうか、だけで判断するのは難しいように思われる。近年では、性別が流動的な「X（エックス）ジェンダー」や、「トランスヴェスタイト」（異性装者）など多様なセクシュアリティがあることも報告されているし、肉体の性別と心の性別に違和感がなくとも、性別によるカテゴリズに潜在的な拒否感をもつ人たちが性的マイノリティの中に多いことも想像できる。

性別情報の収集について、日本図書館協会が定めるガイドラインでは、上述のように、嫌な人からは集めない、という任意収集の原則が打ち出されている。学校図書館問題研究のガイドラインでは、日本図書館協会よりもやや踏み込んで、収集する必要性があるかどうか検討することまで求めているものの、「収集する情報は必要最小限にとどめる」として、その収集は全面的には否定されていない。背景には、①性別情報の収集に違和を感じる人たちがマイノリティ（少数派）であり、マジョリティ（多数派）ではない、②性別情報が貸出をはじめとする図書館サービス向上のための統計データとして不要な情報とは言い切れない、③マジョリティでなければその統計から排除しても大きな問題にはなりえないといった考えがあり、図書館側のニーズと性的マイノリティのニーズが一致する妥協点として、任意収集の原則が示されているように筆者には感じられる。しかしながら、任意収集に応じないということは一種の性別指向のアウティングにもつながる恐れがある。また、通常、何らかのデータの処理を行うということは、図書館側に明らかにしたい「仮説」があるということであり、男女別に貸出状況を区別したいということは、利用者が男性らしい本の借り方、女性らしい本の借り方をしているかどうかを知りたい、という意図があるように思われる。しかし、「図書館の自由」の本来の立場からすれば、男性であろうが、女性であろうが、本来はどのような本を読んでも（借りても）構わないはずである。それをわざわざ男性と女性に分けて、どのような本が借りられたのか、を図書館側が調べることにどのような意味と必要性があるのだろうか。意味はあるとしても、それは誰かを不快

にしたり、大多数から排除してまでやるべきなのだろうか。もちろん、男性に対して権利を長く抑圧されてきた女性の権利を拡大するという観点に立てば、女性の利用行動をある程度把握することは必要なかもしれないが、男女のどちらが多く貸出サービスを利用したかどうかという事実だけであれば、データを活用するまでもなく、カウンターや来館時の様子をみればある程度のところまでは把握できるように思われる。こうした違和感は、性的マイノリティであるかどうかは無関係に、ジェンダーフリー、ジェンダー・イコリティ（ジェンダー平等）の問題と捉えることもできるだろう。

自身のセクシュアリティを自覚する時期は、小学校中学年から中学校にかけてであると言われている。性別情報の収集と利活用については、公共図書館だけでなく、学校図書館におけるプライバシー保護のあり方を考える上でも極めて重要なテーマであると言えるだろう。

2. 性別情報の収集・利用状況に関する調査

2.1. 調査の実施方法・回答者のプロフィール

日本図書館協会のガイドラインにもあるように、図書館における性別情報の取り扱いについては、第一にその収集方法が注目されることが多い。ただし、学校図書館では、公共図書館のように、利用者1人1人に申し込み用紙を手渡して、住所・氏名等を記入してもらうという登録方法は一般的ではない。多くは、入学時・転入時に事務室から送られてくる名簿データをそのまま学校図書館のシステムに取り入れて利用登録を完了させていると考えられる。とすれば、事務室から送られてくる名簿データを図書館システムに登録する際に、性別情報を削除する対策をとっているかどうか、と置き換えてこの問題を見ていく必要があるだろう。

利用者である子どもたちが自身の性別情報と接触する上で違和を覚える場面として想定しうる第二の場面としては、同じく、日本図書館協会のガイドラインにある「図書館カードに性別欄がある」状態である。また、この問題をジェンダーフリーの論点にまで拡大すれば、学校図書館特有の問題として、男性のカードは青色（寒色）、女性のカードは赤色・ピンク色（暖色）にするといった、ジェンダーバイアスを押し付けるような状態も想定できる。さらに、日本人名の場合はその名称から性別を連想しやすいことから、性別情報の取り扱いに関連する第三の問題としては、利用登録や各種サービスの場面で戸籍名以外の公に用いている氏名の使用を認めない、という事態も想定できる。学校図書館で考えれば、貸出カー

下に氏名欄があり、通名の使用を認めない、というケースが想定できるだろう。こうした性別情報の収集・利用において、学校図書館ではどのような状況がみられるのだろうか。

以上の問題意識のもとで、筆者は、学校図書館における性別にかかわる個人情報の収集、利用状況を確認するためのアンケート調査を実施することとした。調査対象は沖縄県内の小中学校の図書館に勤務する担当職員（以下、学校司書とする）であり、2017年8月4日に開催された「第36回沖縄県小中学校司書研究大会」にて実施した。この研究大会には、筆者が講師として招かれていたため、「学校図書館と図書館の自由」をテーマとした講演を行った後に、アンケートに記入をしてもらうこととした。また、2018年6月29日、「平成30年度石垣市学校司書研修会」でも同様の講演を行ってほしいという依頼があったことから、ここでも同内容の講演を行った後に、同じ形式のアンケートを実施することとした⁵。なお、「沖縄県小中学校司書研究大会」と「石垣市学校司書研修会」にはどちらも参加した人物が1名いたことが事前に分かっていたため、重複を避けるため、この人物については2回目のアンケートには回答しないように依頼した。沖縄県を調査の対象として選出した理由は、筆者が在住する地区であるということ以外にも、全国に先駆けて1980年代から小中学校も含めて学校図書館にフルタイム・専任の職員（学校司書）を全県域に配置してきた歴史的経緯があるためでもある。

本アンケート調査の有効回答数は203であり、私立学校・併設校のデータは考慮していないため概数となるが、県内の公立学校数を母数とすると、回答率は49.2%となる。アンケートのQ1で確認した回答者の所属校の内訳については、

表1 回答者のプロフィール（資格取得状況）（N=203）

| 取得している資格 | 回答数 | 比率 |
|-------------------------------------|-----|---------|
| A 司書資格のみ | 127 | 62.56% |
| A 司書資格 + B 司書教諭資格 + C 教員免許（教科は問わない） | 22 | 10.84% |
| C 教員免許のみ（教科は問わない） | 7 | 3.45% |
| A 司書資格 + C 教員免許（教科は問わない） | 5 | 2.46% |
| B 司書教諭 + C 教員免許（教科は問わない） | 18 | 8.87% |
| D 上記の資格なし | 24 | 11.82% |
| 合 計 | 203 | 100.00% |

小学校が130、中学校が61、小中併設校は12であり、回答者のプロフィール（資格取得状況）は表1の通りとなる^{xi}。本稿では資格取得別のクロス集計は行わないが、沖縄の学校図書館の人員配置状況を知るための参考資料として紹介しておきたい。

2.2. 性別情報の管理状況・問題意識

性別情報の取り扱いに関するアンケートでは、第一の質問として、現在の性別情報の管理状況について確認することとした。選択肢は、「①（性別情報を管理）している」「②していない」「③把握していない」の3つである。次の表2に示した通り、現時点では「①（性別情報を管理）している」という回答が全体では87.19%（回答者数177人）、小学校では88.46%（115人）、中学校では93.44%（57人）という高い水準に達している。小中併設校については、「①している」「②していない」が同数（5人ずつ）となっているが、回答総数が12と少ないことも影響しているのだろう。

表2 現在の性別情報の管理状況（N=203）

| 選択肢\回答数 | 全体 | 比率 | 小学校 | 比率 | 中学校 | 比率 | 小中併設校 | 比率 |
|----------|-----|---------|-----|---------|-----|---------|-------|---------|
| ①している | 177 | 87.19% | 115 | 88.46% | 57 | 93.44% | 5 | 41.67% |
| ②していない | 15 | 7.39% | 8 | 6.15% | 2 | 3.28% | 5 | 41.67% |
| ③把握していない | 2 | 0.99% | 2 | 1.54% | 0 | 0.00% | 0 | 0.00% |
| 無回答 | 9 | 4.43% | 5 | 3.85% | 2 | 3.28% | 2 | 16.67% |
| 合計 | 203 | 100.00% | 130 | 100.00% | 61 | 100.00% | 12 | 100.00% |

この設問では、今後の望ましい性別情報の管理方法について確認するために、「①（管理）するべきである」「②するべきではない」「③わからない」という3つの選択肢から最も近いと考えるもの1つを選んでもらった。表3はその結果をまとめたものであるが、現在の管理状況とは異なり、性別情報の収集については「②するべきではない」という否定的な意見が全体で59.11%（120人）、小学校では64.62%（84人）、中学校では50.82%（31人）、小中併設校では41.67%（5人）という結果となった。一方、「①するべきである」という肯定的な意見は少なく、全体では8.37%（17人）、小学校で7.69%（10人）、中学校で8.20%（5人）、小中併設校で16.67%（2人）という結果となった。

表3 性別情報の管理についての問題意識 (N=203)

| 選択肢\回答数 | 全体 | 比率 | 小学校 | 比率 | 中学校 | 比率 | 小中併設校 | 比率 |
|-----------|-----|---------|-----|---------|-----|---------|-------|---------|
| ①するべきである | 17 | 8.37% | 10 | 7.69% | 5 | 8.20% | 2 | 16.67% |
| ②するべきではない | 120 | 59.11% | 84 | 64.62% | 31 | 50.82% | 5 | 41.67% |
| ③わからない | 48 | 23.65% | 25 | 19.23% | 20 | 32.79% | 3 | 25.00% |
| 無回答 | 18 | 8.87% | 11 | 8.46% | 5 | 8.20% | 2 | 16.67% |
| 合計 | 203 | 100.00% | 130 | 100.00% | 61 | 100.00% | 12 | 100.00% |

本アンケートは筆者による講演を終えてから実施したものあり、講演の中で、本稿の1.に記したような問題提起をした直後であることも上記のような回答に一定程度の影響を与えたと考えられる。しかしながら、アンケート調査時点で8割を超える学校で性別情報が収集されていたことに注目するならば、小中学校の図書館では、事務室から届いた名簿データを特に必要性もないまま図書館システムに取り入れていること、つまり、個人情報保護の原則に反して、必要ない個人情報を学校図書館が収集している状況も上記の結果からは見えてくるのではないだろうか。

ただし、この結果についてやや気になるのは、「③わからない」という中間的な意見の比率も高く、全体では23.65%（48人）、小学校で19.23%（25人）、中学校で32.79%（20人）、小中併設校で25.00%（3人）にも達しているということである。また、アンケートへの記入がない「無回答」の数が全体で18（8.87%）と決して小さい値ではなく、それが小学校、中学校、小中併設校とほぼ同じくらいの比率で分布しているということも気にかかる。無回答のデータは本来は有効回答には含めてはならないのだが、筆者の問題提起を受けた後でのアンケートであったため、否定的な意見や中間的な意見の選択が心理的に避けられることによって、無回答が選ばれた可能性もあるのではないだろうか。

アンケートでは、「①するべきである」「③わからない」を選択した回答者に、「よろしければ、そのように考える理由を教えてください」とたずねて、自由記述欄にその理由を書いてもらっている。印象的なものをいくつか紹介すると、まず注目したいものが公的な調査において男女別の貸出統計（冊数）の報告を求められるので性別情報の管理はどうしても必要である、とするものである。こうした理由が挙げられるだろうことは調査実施前から予想していたが、自由記述欄への記入はそれほど多くはなく、「クラスの男女を把握しなければ市に提出する書

類ができなくなる」、「学校側の貸し出し集計なので、男女統計を求められる」「性別情報は、調査ものが二年に一度あるから（文科省）」という小学校の学校司書からの3件のみであった。1つ目の「公的な調査…」という記述は石垣市の調査で得られた回答であるが、同市の他の回答者からは同様の記述はなかった。また、3つ目の回答にあるような、「文科省からの定期的な調査」がもしあるとすれば、もっとたくさんの自由記述が寄せられないとおかしいように思われる。おそらくは学校独自の調査か、または自治体独自の調査を誤解してこのような回答になってしまったのだろう。反対に言えば、義務があるという回答数はごくわずかであったことをふまれば、自治体ごと・学校ごとの独自の調査が実施されているとしても、男女別による貸出状況（冊数）を報告する「義務」は全県域でみてもほぼはないということでもある。男女別貸出冊数を調査している自治体・学校ではその必要性を見直す時期に来ているとも言えるのではないだろうか。

筆者が事前に予測していたもう1つの回答は、男女別の統計データの活用がサービスの向上にどうしても必要、というものである。しかし、この理由についても「本を読まない男の子たちに、ハッパをかけるためです」という小学校からの記述が1つ見られただけであり、性別情報を図書館側が管理する上で特に大きな理由にはなっていないようである。反対に、現時点では男女別の統計処理が行われている学校でも、「男女別の統計、人気のある本など、よくよく考えると意味があるのか？（読書意欲につながるのか？）」という疑問も寄せられている。ここでも、性別情報が図書館全般のサービス向上には特に役立てられておらず、役立てようという意識も特になく見えてくる。

筆者が想定していなかった意見としては、小学校の児童については、その性別が認識しづらい、というものである。ある小学校の司書は「外見を見ても、わからない子が多いので」、図書館サービスを行う上でも性別情報を集めておきたい、とする意見を寄せている。子どもの性別は名前でも区別ができるようにも思うが、（最近の子どもは）「名前だけではどっちかわからない子が多いので」という意見も、同様に小学校の司書から寄せられている。はっきりとは書かれていないのだが、おそらくは小学校低学年くらいまでは、性別を捉えづらいケースもあり、学校生活の中では性別を把握したうえで対応しなければならない場面がいくらかある、ということなのだろう。こうした意見は数そのものは少ないが、貸出傾向の分析とは別の目的があることを考慮して、性別情報の収集については、セクシュアリティの自認が始まる以前の段階である「低学年までとすることが望ましい」

という管理方法も考えられるだろうか。

2.3. 貸出カードの男女別色分け状況・問題意識

日本図書館協会のガイドラインでは、貸出サービスのために図書館が発行する貸出券（本稿では「貸出カード」とする）への性別情報の記入が問題視されている。しかしながら、筆者の個人的な経験としては、学校図書館ではあまり性別が記載されるカードは目にしたことがない。そこで、本アンケートでは、第二の質問として、貸出カードが男女別の色分け（男性らしい・女性らしい色使づかい）がなされているかどうかを確認することとした。なお、アンケートの設問では、コンピュータ式へ移行していない学校図書館もあることを想定して、「利用者用の貸出カード（貸出券）を男女別に色分けしているか？」と質問して、カード式の学校図書館についても回答できるようにしている。

選択肢として準備した項目は、「①（男女別色分けを）している」、「②していない」の2つである。貸出カードについては、カウンター業務で日々接するものであると考えて、第一の調査のような「把握していない」という選択肢は設けなかった。

表4 現在の貸出カードの男女別色分け状況（N=203）

| 選択肢\回答数 | 全体 | 比率 | 小学校 | 比率 | 中学校 | 比率 | 小中併設校 | 比率 |
|---------|-----|---------|-----|---------|-----|---------|-------|---------|
| ①している | 68 | 33.50% | 45 | 34.62% | 21 | 34.43% | 2 | 16.67% |
| ②していない | 127 | 62.56% | 78 | 60.00% | 40 | 65.57% | 9 | 75.00% |
| 無回答 | 8 | 3.94% | 7 | 5.38% | 0 | 0.00% | 1 | 8.33% |
| 合計 | 203 | 100.00% | 130 | 100.00% | 61 | 100.00% | 12 | 100.00% |

表4からわかるように、全体では33.50%（68人）が「①（カードの男女別色分けを）している」と回答しており、その内訳をみると、小学校では34.62%（45人）、中学校では34.43%（21人）、小中併設校では16.67%（2人）、という結果となった。性別情報の管理ほどではないが、貸出カードの男女別色分けという形での性別情報の活用もまた、決して少なくない数の学校図書館で実施されていることが分かるだろう。また、アンケートを実施する前の段階では、カードで男女をわける方法にはやや「幼い」印象も受けるため、中学校よりも小学校の方がその実施率が高いと考えていたが、両グループの実施率にはほぼ同じとなっており、やや意外な結果であるようにも受け止められる。

では、貸出カードをこのように男女別に色分けすることについて、学校司書はどのように考えているのだろうか。アンケートでは、利用者用の貸出カードを男女別に色分けすることについての問題意識を確認するために、貸出カードを男女別に色分けをするべきかどうか、「①するべきである」「②するべきではない」「③わからない」という選択肢を準備して問いかけてみることにした。

表5 貸出カードの男女別色分けについての問題意識 (N=203)

| 選択肢\回答数 | 全体 | 比率 | 小学校 | 比率 | 中学校 | 比率 | 小中併設校 | 比率 |
|-----------|-----|---------|-----|---------|-----|---------|-------|---------|
| ①するべきである | 11 | 5.42% | 7 | 5.38% | 3 | 4.92% | 1 | 8.33% |
| ②するべきではない | 157 | 77.34% | 101 | 77.69% | 48 | 78.69% | 8 | 66.67% |
| ③わからない | 25 | 12.32% | 14 | 10.77% | 8 | 13.11% | 3 | 25.00% |
| 無回答 | 10 | 4.93% | 8 | 6.15% | 2 | 3.28% | 0 | 0.00% |
| 合計 | 203 | 100.00% | 130 | 100.00% | 61 | 100.00% | 12 | 100.00% |

表5からわかるように、貸出カードの男女別の色分けについては、性別情報の管理以上に、はっきりとした必要性がないままこれまで続けられてきたことが見えてくる結果となった。「①(貸出カードの男女別色分けを)するべきである」を選択したのは、全体ではわずか5.42%(11人)であり、小学校、中学校とも、回答者の8割弱が「②(貸出カードの男女別色分けを)するべきではない」と回答している。ここでも予想に反して学校差はほとんどなく、自由記述にも積極的な反対意見は見られなかった。無回答の比率が若干、小学校のグループで高まる点にはやや迷いが見られるのかもしれないが、筆者の提案は多くの学校司書に受け入れられたと言えるだろう。

なお、「③わからない」を選択した理由を確認してみると、自由記述として、男女別の色分けは不要だが、学年別の色分けは必要とする意見がいくつか見られた。例えば、「カードの色分けはしていないが、一見でわかる色分けが必要なこともありそう」(小中併設校)、「性別どうこうというより、カードの探しやすさ見つけやすさで色分けしている学校が多いのではないかと感じます」(小学校)といった意見である。沖縄県の学校図書館では、貸出カードを個人持ちにするとどうしても紛失が多くなるため、館内にカードケースを設置し、個人の貸出カードをクラスごとにまとめて置いたままにしているところがほとんどである。そうすると、学校規模によっては館内で管理されているカードがかなり大量になってしまい、

その中からカードを見つけるのも一苦勞である。学校文化にあっては、上履きや帽子などにワンポイントで使うカラーが学年ごとに定められていることもあるらしく、図書館内でカードを見つけやすくするために学年別の色を付けることが多いのだろう。これらの学年別の色にも、女性らしいとされる色や男性らしいとされる色が使われることもあるだろうが、学年全体が男女を問わず同じ色であるならば、性的マイノリティがそれらの色から強い違和を感じることはないだろう。

2.4. 貸出カードへの本名以外の使用状況

最後に、第三の質問である、利用者用の貸出カード（貸出券）への氏名（本名）記載の現状と問題意識についても触れておこう。アンケートではまず、氏名（本名）を貸出カードに記載しているかどうか、「①している」と「②していない」の2つの選択肢を準備して現状を確認することとした。

表6 貸出カードへの氏名（本名）の記載状況（N=203）

| 選択肢\回答数 | 全体 | 比率 | 小学校 | 比率 | 中学校 | 比率 | 小中併設校 | 比率 |
|---------|-----|---------|-----|---------|-----|---------|-------|---------|
| ①している | 196 | 96.55% | 123 | 94.62% | 61 | 100.00% | 12 | 100.00% |
| ②していない | 1 | 0.49% | 1 | 0.77% | 0 | 0.00% | 0 | 0.00% |
| 無回答 | 6 | 2.96% | 6 | 4.62% | 0 | 0.00% | 0 | 0.00% |
| 合計 | 203 | 100.00% | 130 | 100.00% | 61 | 100.00% | 12 | 100.00% |

表6はその結果を示したものだが、96.55%（196人）が「①（貸出カードへ氏名（本名）を）記載している」と回答している。「②（貸出カードへ氏名（本名）を）記載していない」と答えたのは小学校の学校司書1人（0.49%）のみであり、無回答だった6人（全員が小学校の学校司書）を合わせてもその比率は非常に小さい。沖縄の学校図書館では、現時点で特に問題視されることなく貸出カードに氏名（本名）が記載されていることが分かる。

公共図書館の貸出カードは通常、小さな子どもも含めて利用者本人が携帯している。従って、貸出カードの所有者である時点でその人物が本人であることはまず間違いないし、貸出カウンターで利用者個人の名前を把握する必要はないことから、カードには氏名を記載せずに、バーコードで読み取るための利用者IDがあれば十分であるとも考えることができる。また、氏名をカードに入れる必要があるとしても、本人の希望に応じて、利用登録した戸籍上の本名ではなく、通名

の掲載を許可することもできるだろう。

ところが、沖縄県の小中学校の図書館については、上述のようにカードを個人持ちとせず、図書館管理としていることが多いため、本人が自分自身のカードを見つけることができるようにするために、照合情報として氏名は絶対に必要という意見もあると思われる。しかしながら、照合は基本的には本人ができればいいのだから、自分の名前から感じられる性別に違和を覚える子どもには通名（ニックネーム）での使用を許可することもできるだろうし、1人だけそうした特例を許可することがかえって目立ってしまうならば、学校文化の中で、氏名と同じように本人の識別に役立っているクラス番号と出席番号の情報をカードに記載して照合してもらうこともできるのではないかと思われる。クラス番号・出席番号は変わることもあるが、公共図書館とは違って、学校図書館では通常、貸出カードを毎年作り直すところが多いこともその代用可能性を高めるのではないだろうか。

アンケートでは、貸出カードへ氏名（本名）を記載することについての問題意識を確認したところ、これまでの結果とは大きく異なり、現状と同じように、「①（氏名・本名を記載）するべきである」が全体で過半数の支持を得るという結果となった。学校別の内訳をみると、小学校ではやや比率が下がって、49.23%（64人）となるが、中学校では62.30%（38人）、小中併設校では75.00%（9人）が「①するべきである」を選択している。

表7 貸出カードへの氏名（本名）の記載についての問題意識（N=203）

| 選択肢\回答数 | 全体 | 比率 | 小学校 | 比率 | 中学校 | 比率 | 小中併設校 | 比率 |
|-----------|-----|---------|-----|---------|-----|---------|-------|---------|
| ①するべきである | 111 | 54.68% | 64 | 49.23% | 38 | 62.30% | 9 | 75.00% |
| ②するべきではない | 23 | 11.33% | 18 | 13.85% | 4 | 6.56% | 1 | 8.33% |
| ③わからない | 56 | 27.59% | 37 | 28.46% | 17 | 27.87% | 2 | 16.67% |
| 無回答 | 13 | 6.40% | 11 | 8.46% | 2 | 3.28% | 0 | 0.00% |
| 合計 | 203 | 100.00% | 130 | 100.00% | 61 | 100.00% | 12 | 100.00% |

一方、「②（氏名・本名を記載）すべきではない」という現状を否定するような意見を持つ学校司書は全体では11.33%（23人）、小学校では13.85%（18人）、中学校で6.56%（4人）、小中併設校では8.33%（1人）という、かなり低い支持率となってしまった。貸出カードへの氏名・本名の記載の是非については、「③わからない」という中間的な意見も全体の3割近くに達しており、同様の講演の後

に実施したアンケートであることを考えると、貸出カードへ本名（氏名）を記載することは、小中学校の図書館においては一定の必要性があると判断されているようである。

ただし、その理由について自由記述で意見を求めたところ、たくさんの記述がみられたものの、「名前くらいは（記載）していいではと思う」、「学校なのでさすがに名前がないとわからなくなりそう」「氏名は管理上名前がないと探せない。学校では必要だと思う」「自分の名前がないと借りれない。学校等は名前がないと困る」「個人判別ができないといけないと思うので、氏名以外で可能なものがないと思いません」（以上、小学校）、「誰のかわからなくなるため」「カード入れから、生徒が自分でカードを持ってくる仕組みになっているので、名前がないと困るかもしれない」「氏名がないと誰のカードなのかわからなくなるのでは？」、「氏名は個人情報にはあたらないと思う」（以上、中学校）、「氏名がないと学校図書館では図書館内で管理していないので子どもたちが自分のカードを探せなくなります」（小中併設校）というような意見が大半を占めていたことも付記しておきたい。多くは氏名を貸出カードに記載しておかないと本人の特定ができないとする意見を書いているのだが、通名の使用を想定していないと思われる回答であったり、氏名がなければ本人確認ができないと決めつけていたりして、うまく質問の趣旨が伝わっていないと思われる回答が多数みられた。筆者が講演時に十分に説明できていなかったことも大きな原因と思われるが、自分の本名を見たくない子どもが存在することへの共感や想像力の欠如があるようにも思われる。

また、クラス番号・出席番号による照合という筆者の提案について一定の理解を示しつつも、「（氏名・本名を記載）①するべきである」を選択した回答者もいたことにも注意が必要だろう。その理由としては、「生徒は番号で管理するとけっこう間違えると予想できる（名前ありでも間違えることがあるので）」（中学校）、「番号にすると学校で特別支援の子が入る場合と入らない場合とで違うので混同したり自分の番号を覚えられない子もいる」（小学校）、「似たような番号の子が誤って他人のカードを使う場合がありますので。特に1年生は。2年生でも間違えます」（小中併設校）といった声が上がっている。番号による照合が難しいのであれば、クラス番号・出席番号に加えて、性別を感じさせない苗字までの記載にとどめるということも考えられるが、沖縄県特有の事情として、特に校区が狭い小学校ではその地域内に苗字が同じ子どもも少なくないため、それもあまり現実的な対応ではないということになるだろうか。

この他にも、学校図書館特有の事情として、児童生徒の名前を覚えるためにカードに名前が必要という意見が2人から寄せられていたことにも留意しておきたい。「名前はこちらが知っていると管理できないので困ります」（小学校）、「児童生徒を覚えるため、必要かと思っています」（小中併設校）というような意見である。学校図書館は、不特定多数の利用者を「利用者様」「お客様」と呼んで済ませられる公共図書館とは異なるということだろう。特定多数の利用者を相手にする学校図書館では学校司書自身が利用者を覚える、という特別なニーズがあることは新しい発見であった。ただし、学内であれば子どもたちは「名札」を着用していると思われ、名前と顔をサービス上一致させたいのであれば、それを貸出カードの代用とできるようにも思われる。もちろん、自身の名前に性的な違和を感じている子どもにとってはその名札の着用そのものも問題になるのだが、まずは学校図書館から、できることを初めてみてよいかではないだろうか。

3. 結論・今後の課題

以上、本稿では、学校図書館と「図書館の自由」との関わりについて、これまであまり議論されてこなかった性別情報に注目し、沖縄県内小中学校の学校司書へのアンケート調査を通して、その利活用の状況と司書自身の問題意識を明らかにしようと試みてきた。検討が不十分な部分もあるが、ひとまず、①性別情報の管理と②貸出カードの色分けについては、図書館サービスを行う上で学校司書自身はそれほど強い必要性を感じていないこと、③貸出カードへの氏名（本名）記載については、アンケートの意図が十分に伝わらなかった部分もあるものの、利用者の中に年齢的にも認知的にも多様な子どもが含まれる学校図書館では、クラス番号・出席番号による代用が難しいことも明らかとなってきた。

このように、性別情報の管理や利活用について必要性があるとする意見もあるが、それが一部の利用者には違和感や不快感と引き換えにするべきかどうかを再検討し、もし必要があるとしても、セクシュアリティの自認と苦悩が始まる前の段階、低学年にとどめるといった配慮も検討してみる必要があるのではないだろうか。

本稿で紹介したアンケートでは、学校図書館とプライバシー保護をめぐる伝統的な問題でもある、貸出記録の教育的利用問題や、返却時の記録消去問題などについての現状や学校司書の問題意識も確認している。この点についても、次号にて取り上げ、学校図書館と「図書館の自由」との接点についてより多面的に考察していきたい。（2019年2月9日）

脚注

- i 塩見昇『図書館の自由に関する宣言 1979年改訂のころ—塩見昇講演会記録集』（JLA Booklet）, 日本図書館協会, 2018, p.36、同様の記述は、塩見昇『図書館の自由委員会の成立と「図書館の自由に関する宣言」改訂』日本図書館協会, 2018, pp.175-176にも見られる。
- ii 「学校図書館と「図書館の自由」－貸出記録の目的外使用問題を中心に」『現代の図書館』Vol.42, No.3, 2004.9, pp.164-171、「個人情報保護制度における「貸出記録」の解釈－神奈川県立高等学校図書館を事例として－」『日本語日本文学研究』第12巻第1号, 2007.10, pp.27-48、「学校図書館における貸出記録の管理状況に関する調査－学校図書館問題研究会・全国抽出アンケート調査の報告」『日本語日本文学研究』第12巻第2号, 2008.3, pp.39-77、「読書指導と学校図書館の望ましい関係—貸出記録は読書指導の資料となりうるか?」『月刊国語教育』2009年1月号, 2009.1, pp.50-53、「個人情報の保護と図書館の自由—学校図書館を中心に。公共図書館、大学図書館に及ぶ—」『図書館界』Vol.62, No.2, 2010.7, pp.95-101など。
- iii 高橋克巳「個人情報の活用と保護の技術」『情報の科学と技術』66巻11号, 2016, pp.585-586
- iv 「図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン」http://www.jla.or.jp/portals/0/html/lsh/sabekai_guideline.html, 2016.3.18公開
- v 2016年12月15日の金沢市議会定例会において、性的マイノリティの理解促進と具体的施策として、石川県・金沢市図書館の登録申込書の性別欄撤廃を求める質問があった。これを受けて図書館側は同年7月より、申込書に「記入は任意」と加え、記入が必須ではないことを示した。（拙著「図書館の自由をめぐる」『図書館年鑑』日本図書館協会, 2018, pp. 96-98）
- vi 「学校図書館のためのプライバシー・ガイドライン」『がくと』Vol.34, 2018.12, pp.122-127
- vii 「日本大百科全書（ニッポニカ）」（ジャパンナレッジより）, 2019.2.9確認
- viii 「デジタル大辞泉」（コトバンクより）, 2018.12.30確認
- ix 「デジタル大辞泉」（コトバンクより）, 2018.12.30確認
- x 各講演のタイトルは、「学校図書館から「図書館の自由」を考える～選書（資料収集）とプライバシー保護に注目して」（第36回沖縄県小中学校司書研究大会）、「学校図書館とプライバシー プライバシーガイドラインを考えてみよう・「図書館の自由に関する宣言」を手がかりに」（平成30年度石垣市学校司書研修会）である。
- xi 本アンケートは高校の図書館に勤務する学校司書向けにも作成しているため、用紙には「D高校」「E中高一貫校」「F特別支援学校」という選択肢も準備しているが、回答はいずれも0であったため、表1では省略している。

資料 アンケート用紙

学校図書館でのプライバシー保護に関するアンケート調査

所属： 山形県立中央高等学校
実施日： 2018年6月28日

■本アンケートの目的
 現状、何が問題している。学校図書館の現状について、学校図書館の役割のプライバシーガイドラインを提示し、このガイドラインは、子どもたちに必要とするプライバシーがわかること、学校図書館で何を保護すること、各自自由、読書自由の権利が守られていること、学校図書館において、子どもたちが安心して読書することにつながることを目的としています。

■アンケートの回答方法
 以下の質問に対して、お答えの項目を○か×かを選択してください。また、理由も簡単に記入してください。なお、アンケートの回答は匿名とし、回答した個人を特定することはありません。また、アンケートの回答が今後の調査に活用されます。アンケートの回答は、学校図書館の現状を把握し、改善するための参考にさせていただきます。

Q1 あなたのプライバシーを教えてください。□について該当するものまで○を付けてください。
 A1 現在の所属校： A 小学校 B 中学校 C 小中高併設 D 高校 E 中高一貫校 F 特別支援学校

Q2 現在の所属校： A 図書館 B 司書館 C 小中高併設 D 高校 E 中高一貫校 F 特別支援学校

Q3 あなたの所属校での業務内容： 今年で合計 1件目

Q4 学校図書館の管理する次の情報について、現在(業務)学校での管理内容と、あなたが考えうる望ましい管理内容について教えてください。該当する項目1つに○を付けてください。
 ※ここでの「個人情報」は、個人情報を印刷し集められる状態を指します。漏れられた本人のデータは偽装が、漏れられた、ごとの情報とは別々に扱われる、学校管理している(個人情報は印刷してはならない)

① 読書履歴： 現在は、読書履歴がわかる(A しっている B ししていない) C 把握していない
 本来は、読書履歴がわかる(A しっている B しっていない) C 把握していない

② 予約履歴： 現在は、読書予約がわかる(A しっている B しっていない) C 把握していない
 本来は、読書予約がわかる(A しっている B しっていない) C 把握していない

③ レンタル記録： 現在は、読書予約がわかる(A しっている B しっていない) C 把握していない
 本来は、読書予約がわかる(A しっている B しっていない) C 把握していない

Q5 Q1のQ2-Q4の回答内容から1つでも、1B、1C、1D、1E、1F、1G、1H、1I、1J、1K、1L、1M、1N、1O、1P、1Q、1R、1S、1T、1U、1V、1W、1X、1Y、1Z、1AA、1AB、1AC、1AD、1AE、1AF、1AG、1AH、1AI、1AJ、1AK、1AL、1AM、1AN、1AO、1AP、1AQ、1AR、1AS、1AT、1AU、1AV、1AW、1AX、1AY、1AZ、1BA、1BB、1BC、1BD、1BE、1BF、1BG、1BH、1BI、1BJ、1BK、1BL、1BM、1BN、1BO、1BP、1BQ、1BR、1BS、1BT、1BU、1BV、1BW、1BX、1BY、1BZ、1CA、1CB、1CC、1CD、1CE、1CF、1CG、1CH、1CI、1CJ、1CK、1CL、1CM、1CN、1CO、1CP、1CQ、1CR、1CS、1CT、1CU、1CV、1CW、1CX、1CY、1CZ、1DA、1DB、1DC、1DD、1DE、1DF、1DG、1DH、1DI、1DJ、1DK、1DL、1DM、1DN、1DO、1DP、1DQ、1DR、1DS、1DT、1DU、1DV、1DW、1DX、1DY、1DZ、1EA、1EB、1EC、1ED、1EE、1EF、1EG、1EH、1EI、1EJ、1EK、1EL、1EM、1EN、1EO、1EP、1EQ、1ER、1ES、1ET、1EU、1EV、1EW、1EX、1EY、1EZ、1FA、1FB、1FC、1FD、1FE、1FF、1FG、1FH、1FI、1FJ、1FK、1FL、1FM、1FN、1FO、1FP、1FQ、1FR、1FS、1FT、1FU、1FV、1FW、1FX、1FY、1FZ、1GA、1GB、1GC、1GD、1GE、1GF、1GG、1GH、1GI、1GJ、1GK、1GL、1GM、1GN、1GO、1GP、1GQ、1GR、1GS、1GT、1GU、1GV、1GW、1GX、1GY、1GZ、1HA、1HB、1HC、1HD、1HE、1HF、1HG、1HH、1HI、1HJ、1HK、1HL、1HM、1HN、1HO、1HP、1HQ、1HR、1HS、1HT、1HU、1HV、1HW、1HX、1HY、1HZ、1IA、1IB、1IC、1ID、1IE、1IF、1IG、1IH、1II、1IJ、1IK、1IL、1IM、1IN、1IO、1IP、1IQ、1IR、1IS、1IT、1IU、1IV、1IW、1IX、1IY、1IZ、1JA、1JB、1JC、1JD、1JE、1JF、1JG、1JH、1JI、1JJ、1JK、1JL、1JM、1JN、1JO、1JP、1JQ、1JR、1JS、1JT、1JU、1JV、1JW、1JX、1JY、1JZ、1KA、1KB、1KC、1KD、1KE、1KF、1KG、1KH、1KI、1KJ、1KK、1KL、1KM、1KN、1KO、1KP、1KQ、1KR、1KS、1KT、1KU、1KV、1KW、1KX、1KY、1KZ、1LA、1LB、1LC、1LD、1LE、1LF、1LG、1LH、1LI、1LJ、1LK、1LL、1LM、1LN、1LO、1LP、1LQ、1LR、1LS、1LT、1LU、1LV、1LW、1LX、1LY、1LZ、1MA、1MB、1MC、1MD、1ME、1MF、1MG、1MH、1MI、1MJ、1MK、1ML、1MN、1MO、1MP、1MQ、1MR、1MS、1MT、1MU、1MV、1MW、1MX、1MY、1MZ、1NA、1NB、1NC、1ND、1NE、1NF、1NG、1NH、1NI、1NJ、1NK、1NL、1NM、1NO、1NP、1NQ、1NR、1NS、1NT、1NU、1NV、1NW、1NX、1NY、1NZ、1OA、1OB、1OC、1OD、1OE、1OF、1OG、1OH、1OI、1OJ、1OK、1OL、1OM、1ON、1OO、1OP、1OQ、1OR、1OS、1OT、1OU、1OV、1OW、1OX、1OY、1OZ、1PA、1PB、1PC、1PD、1PE、1PF、1PG、1PH、1PI、1PJ、1PK、1PL、1PM、1PN、1PO、1PP、1PQ、1PR、1PS、1PT、1PU、1PV、1PW、1PX、1PY、1PZ、1QA、1QB、1QC、1QD、1QE、1QF、1QG、1QH、1QI、1QJ、1QK、1QL、1QM、1QN、1QO、1QP、1QQ、1QR、1QS、1QT、1QU、1QV、1QW、1QX、1QY、1QZ、1RA、1RB、1RC、1RD、1RE、1RF、1RG、1RH、1RI、1RJ、1RK、1RL、1RM、1RN、1RO、1RP、1RQ、1RR、1RS、1RT、1RU、1RV、1RW、1RX、1RY、1RZ、1SA、1SB、1SC、1SD、1SE、1SF、1SG、1SH、1SI、1SJ、1SK、1SL、1SM、1SN、1SO、1SP、1SQ、1SR、1SS、1ST、1SU、1SV、1SW、1SX、1SY、1SZ、1TA、1TB、1TC、1TD、1TE、1TF、1TG、1TH、1TI、1TJ、1TK、1TL、1TM、1TN、1TO、1TP、1TQ、1TR、1TS、1TT、1TU、1TV、1TW、1TX、1TY、1TZ、1UA、1UB、1UC、1UD、1UE、1UF、1UG、1UH、1UI、1UJ、1UK、1UL、1UM、1UN、1UO、1UP、1UQ、1UR、1US、1UT、1UU、1UV、1UW、1UX、1UY、1UZ、1VA、1VB、1VC、1VD、1VE、1VF、1VG、1VH、1VI、1VJ、1VK、1VL、1VM、1VN、1VO、1VP、1VQ、1VR、1VS、1VT、1VU、1VV、1VW、1VX、1VY、1VZ、1WA、1WB、1WC、1WD、1WE、1WF、1WG、1WH、1WI、1WJ、1WK、1WL、1WM、1WN、1WO、1WP、1WQ、1WR、1WS、1WT、1WU、1WV、1WW、1WX、1WY、1WZ、1XA、1XB、1XC、1XD、1XE、1XF、1XG、1XH、1XI、1XJ、1XK、1XL、1XM、1XN、1XO、1XP、1XQ、1XR、1XS、1XT、1XU、1XV、1XW、1XX、1XY、1XZ、1YA、1YB、1YC、1YD、1YE、1YF、1YG、1YH、1YI、1YJ、1YK、1YL、1YM、1YN、1YO、1YP、1YQ、1YR、1YS、1YT、1YU、1YV、1YW、1YX、1YY、1YZ、1ZA、1ZB、1ZC、1ZD、1ZE、1ZF、1ZG、1ZH、1ZI、1ZJ、1ZK、1ZL、1ZM、1ZN、1ZO、1ZP、1ZQ、1ZR、1ZS、1ZT、1ZU、1ZV、1ZW、1ZX、1ZY、1ZZ、1AA、1AB、1AC、1AD、1AE、1AF、1AG、1AH、1AI、1AJ、1AK、1AL、1AM、1AN、1AO、1AP、1AQ、1AR、1AS、1AT、1AU、1AV、1AW、1AX、1AY、1AZ、1BA、1BB、1BC、1BD、1BE、1BF、1BG、1BH、1BI、1BJ、1BK、1BL、1BM、1BN、1BO、1BP、1BQ、1BR、1BS、1BT、1BU、1BV、1BW、1BX、1BY、1BZ、1CA、1CB、1CC、1CD、1CE、1CF、1CG、1CH、1CI、1CJ、1CK、1CL、1CM、1CN、1CO、1CP、1CQ、1CR、1CS、1CT、1CU、1CV、1CW、1CX、1CY、1CZ、1DA、1DB、1DC、1DD、1DE、1DF、1DG、1DH、1DI、1DJ、1DK、1DL、1DM、1DN、1DO、1DP、1DQ、1DR、1DS、1DT、1DU、1DV、1DW、1DX、1DY、1DZ、1EA、1EB、1EC、1ED、1EE、1EF、1EG、1EH、1EI、1EJ、1EK、1EL、1EM、1EN、1EO、1EP、1EQ、1ER、1ES、1ET、1EU、1EV、1EW、1EX、1EY、1EZ、1FA、1FB、1FC、1FD、1FE、1FF、1FG、1FH、1FI、1FJ、1FK、1FL、1FM、1FN、1FO、1FP、1FQ、1FR、1FS、1FT、1FU、1FV、1FW、1FX、1FY、1FZ、1GA、1GB、1GC、1GD、1GE、1GF、1GG、1GH、1GI、1GJ、1GK、1GL、1GM、1GN、1GO、1GP、1GQ、1GR、1GS、1GT、1GU、1GV、1GW、1GX、1GY、1GZ、1HA、1HB、1HC、1HD、1HE、1HF、1HG、1HH、1HI、1HJ、1HK、1HL、1HM、1HN、1HO、1HP、1HQ、1HR、1HS、1HT、1HU、1HV、1HW、1HX、1HY、1HZ、1IA、1IB、1IC、1ID、1IE、1IF、1IG、1IH、1II、1IJ、1IK、1IL、1IM、1IN、1IO、1IP、1IQ、1IR、1IS、1IT、1IU、1IV、1IW、1IX、1IY、1IZ、1JA、1JB、1JC、1JD、1JE、1JF、1JG、1JH、1JI、1JJ、1JK、1JL、1JM、1JN、1JO、1JP、1JQ、1JR、1JS、1JT、1JU、1JV、1JW、1JX、1JY、1JZ、1KA、1KB、1KC、1KD、1KE、1KF、1KG、1KH、1KI、1KJ、1KK、1KL、1KM、1KN、1KO、1KP、1KQ、1KR、1KS、1KT、1KU、1KV、1KW、1KX、1KY、1KZ、1LA、1LB、1LC、1LD、1LE、1LF、1LG、1LH、1LI、1LJ、1LK、1LL、1LM、1LN、1LO、1LP、1LQ、1LR、1LS、1LT、1LU、1LV、1LW、1LX、1LY、1LZ、1MA、1MB、1MC、1MD、1ME、1MF、1MG、1MH、1MI、1MJ、1MK、1ML、1MN、1MO、1MP、1MQ、1MR、1MS、1MT、1MU、1MV、1MW、1MX、1MY、1MZ、1NA、1NB、1NC、1ND、1NE、1NF、1NG、1NH、1NI、1NJ、1NK、1NL、1NM、1NO、1NP、1NQ、1NR、1NS、1NT、1NU、1NV、1NW、1NX、1NY、1NZ、1OA、1OB、1OC、1OD、1OE、1OF、1OG、1OH、1OI、1OJ、1OK、1OL、1OM、1ON、1OO、1OP、1OQ、1OR、1OS、1OT、1OU、1OV、1OW、1OX、1OY、1OZ、1PA、1PB、1PC、1PD、1PE、1PF、1PG、1PH、1PI、1PJ、1PK、1PL、1PM、1PN、1PO、1PP、1PQ、1PR、1PS、1PT、1PU、1PV、1PW、1PX、1PY、1PZ、1QA、1QB、1QC、1QD、1QE、1QF、1QG、1QH、1QI、1QJ、1QK、1QL、1QM、1QN、1QO、1QP、1QQ、1QR、1QS、1QT、1QU、1QV、1QW、1QX、1QY、1QZ、1RA、1RB、1RC、1RD、1RE、1RF、1RG、1RH、1RI、1RJ、1RK、1RL、1RM、1RN、1RO、1RP、1RQ、1RR、1RS、1RT、1RU、1RV、1RW、1RX、1RY、1RZ、1SA、1SB、1SC、1SD、1SE、1SF、1SG、1SH、1SI、1SJ、1SK、1SL、1SM、1SN、1SO、1SP、1SQ、1SR、1SS、1ST、1SU、1SV、1SW、1SX、1SY、1SZ、1TA、1TB、1TC、1TD、1TE、1TF、1TG、1TH、1TI、1TJ、1TK、1TL、1TM、1TN、1TO、1TP、1TQ、1TR、1TS、1TT、1TU、1TV、1TW、1TX、1TY、1TZ、1UA、1UB、1UC、1UD、1UE、1UF、1UG、1UH、1UI、1UJ、1UK、1UL、1UM、1UN、1UO、1UP、1UQ、1UR、1US、1UT、1UU、1UV、1UW、1UX、1UY、1UZ、1VA、1VB、1VC、1VD、1VE、1VF、1VG、1VH、1VI、1VJ、1VK、1VL、1VM、1VN、1VO、1VP、1VQ、1VR、1VS、1VT、1VU、1VV、1VW、1VX、1VY、1VZ、1WA、1WB、1WC、1WD、1WE、1WF、1WG、1WH、1WI、1WJ、1WK、1WL、1WM、1WN、1WO、1WP、1WQ、1WR、1WS、1WT、1WU、1WV、1WW、1WX、1WY、1WZ、1XA、1XB、1XC、1XD、1XE、1XF、1XG、1XH、1XI、1XJ、1XK、1XL、1XM、1XN、1XO、1XP、1XQ、1XR、1XS、1XT、1XU、1XV、1XW、1XX、1XY、1XZ、1YA、1YB、1YC、1YD、1YE、1YF、1YG、1YH、1YI、1YJ、1YK、1YL、1YM、1YN、1YO、1YP、1YQ、1YR、1YS、1YT、1YU、1YV、1YW、1YX、1YY、1YZ、1ZA、1ZB、1ZC、1ZD、1ZE、1ZF、1ZG、1ZH、1ZI、1ZJ、1ZK、1ZL、1ZM、1ZN、1ZO、1ZP、1ZQ、1ZR、1ZS、1ZT、1ZU、1ZV、1ZW、1ZX、1ZY、1ZZ

Q6 あなたの所属校が1つでも、「A」するべきである「C」わからない「E」を押し当ててください。
 A 卒業時・進路時などの履歴書 B 奨学金の履歴書 C 奨学金の履歴書 D 奨学金の履歴書 E 奨学金の履歴書 F 奨学金の履歴書

Q7 貸出カードの返却時の利用情報の登録内容について教えてください

① 住所情報の登録：
 現在は、住所情報が登録されている(① しっている ② ししていない ③ 把握していない)
 本来は、住所情報が登録されている(① するべきである ② するべきではない ③ わからない)

② 利用履歴の登録：
 現在は、利用履歴が登録されている(① しっている ② しっていない ③ 把握していない)
 本来は、利用履歴が登録されている(① するべきである ② するべきではない ③ わからない)

③ 利用履歴の登録：
 現在は、利用履歴が登録されている(① しっている ② しっていない ③ 把握していない)
 本来は、利用履歴が登録されている(① するべきである ② するべきではない ③ わからない)

Q8 Q7のQ1-Q3の回答内容から1つでも、「1」するべきである「2」わからない「3」を押し当ててください。
 1は、そのように考える理由を教えてください。

Q5 貸出履歴などの利用履歴を印刷することについて、現在の業務状況の状況と、あなたが考えうる望ましい状況について教えてください。該当する項目1つに○を付けてください。

① 図書館による貸出履歴の印刷：現在は、印刷されている(A しっている B ししていない) C わからない
 本来は、印刷されている(A 印刷するべきである B 印刷するべきではない C わからない)

② クラウド型による貸出履歴の印刷：現在は、印刷されている(A しっている B ししていない) C わからない
 本来は、印刷されている(A 印刷するべきである B 印刷するべきではない C わからない)

③ 多量に：現在は、(A 多量に印刷している B 多量に印刷していない) C わからない
 本来は、(A 多量に印刷するべきである B 多量に印刷するべきではない C わからない)

④ 卒業時・進路時などの履歴書：現在は、(A 印刷している B 印刷していない) C 印刷していない
 本来は、(A 印刷するべきである B 印刷するべきではない C わからない)

Q6 あなたの所属校が1つでも、「A」するべきである「C」わからない「E」を押し当ててください。
 A 卒業時・進路時などの履歴書 B 奨学金の履歴書 C 奨学金の履歴書 D 奨学金の履歴書 E 奨学金の履歴書 F 奨学金の履歴書

Q7 貸出カードの返却時の利用情報の登録内容について教えてください

① 住所情報の登録：
 現在は、住所情報が登録されている(① しっている ② しっていない ③ 把握していない)
 本来は、住所情報が登録されている(① するべきである ② するべきではない ③ わからない)

② 利用履歴の登録：
 現在は、利用履歴が登録されている(① しっている ② しっていない ③ 把握していない)
 本来は、利用履歴が登録されている(① するべきである ② するべきではない ③ わからない)

③ 利用履歴の登録：
 現在は、利用履歴が登録されている(① しっている ② しっていない ③ 把握していない)
 本来は、利用履歴が登録されている(① するべきである ② するべきではない ③ わからない)

Q8 Q7のQ1-Q3の回答内容から1つでも、「1」するべきである「2」わからない「3」を押し当ててください。
 1は、そのように考える理由を教えてください。